

# 第210期 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時

場所

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室

(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

議決権行使書用紙または  
インターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時30分まで

定時株主総会後に株主さまにお送りして  
おりました決議通知につきましては、  
昨年より書面によるご送付に代えて、  
当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>)  
に掲載しております。



証券コード：8388

～新型コロナウイルスによる感染予防について～

1. 出席株主さまの安全のため、座席の間隔を広く取ることを予定しており、十分な席数を確保できないことから、ご入場できない場合がございます。
2. 当日は、議場受付前にて体温の計測を行い、発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただきます。当日は、マスクの着用をお願いいたします。
3. お土産は、取り止めいたしております。  
何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 目次

第210期定時株主総会招集ご通知	3
インターネット等による議決権行使のご案内	5
(株主総会参考書類)	
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	18
(添付書類)	
事業報告	25
計算書類等	51
監査報告書	56

行是

## 堅実経営

原理・原則に基づき、信用を重んじた経営を行います。

良き伝統を守り、未来に挑戦する経営を行います。

経営方針

信用の重視

お客さま第一

進取の精神

地域への貢献

人材の育成

## ごあいさつ



皆さまには、平素より私ども阿波銀行をご利用、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当行は、明治29年の創業以来培ってきた行是「堅実経営」を実践し、本年6月に創業126周年を迎えます。これもひとえに、株主さま、お客さま、地域社会の皆さまからの永年にわたる温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当行は2018年4月から、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略とし、長期経営計画「As One」を展開しております。最終年度にあたる当期におきましては、経営計画「As One」に掲げる4つの『基本理念』「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGsへの取組み強化」の好循環のもと、新たな需資創造とリスクテイクによる貸出金の強化、ESG投融資と脱炭素に向けた本業支援を重点テーマとし、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させる取組みを実践してまいります。

特に、SDGsへの取組みが企業経営の根幹となりつつあることを踏まえ、当行では2021年6月に開設した「SDGs推進室」を中心に、地域とお客さまの持続可能性を高める取組みをさらに強化しております。当行の経営方針である「お客さま第一」「地域への貢献」のもと、銀行業務を通じて環境や社会のさまざまな課題解決に取組み、具体的には責任ある投融資を行うため「あわぎんESG投融資方針」の制定や、法人向けSDGs取組支援サービスの拡充等を通じて、地域と当行の発展の好循環および持続可能性の向上を図ってまいります。

そして、これからも、お客さま一人ひとりに寄り添い、お客さま感動満足を創造するとともに、地域から愛され信頼される「強くて良い銀行」をめざして、当行グループ役職員が一丸となり取組んでまいります。

皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
株式会社 **阿波銀行**  
取締役頭取 長 岡 奨

## 第210期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行第210期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

**なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネット等により議決権の事前行使をお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** 徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第210期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  - 第210期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

# 議決権行使についてのご案内

## 当日ご出席による議決権行使



**開催日時** 2022年6月29日（水）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



**行使期限** 2022年6月28日（火）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

## インターネット等による議決権行使



**行使期限** 2022年6月28日（火）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5頁から6頁をご覧ください。

### 1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

### 2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保する体制、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表および連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp/>

## 議決権行使期限

2022年6月28日(火)午後5時30分まで

## ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合がございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。  
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

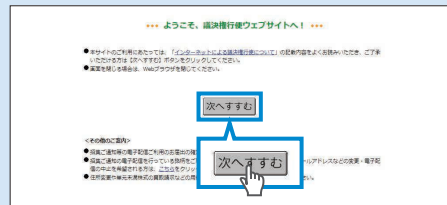
## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

01

## 議決権行使ウェブサイトへアクセス

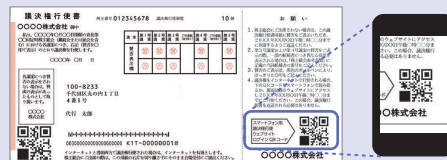


「次へすすむ」をクリック

## 「スマートフォン行使」による方法

01

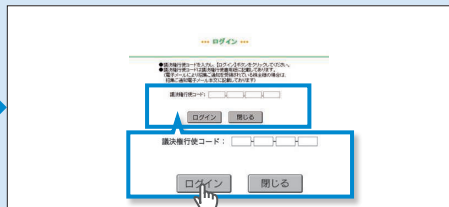
## QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

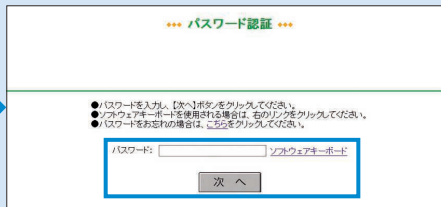
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合に

## 02 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

## 03 パスワードの入力

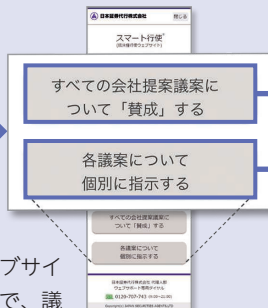


お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

「**モバイルログインQRコード**」を読み取りいただくことにより、  
が入力不要でアクセスできます。

## 02 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

## 03 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの  
操作方法に関する  
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 **9:00～21:00** (土曜・日曜・祝日も受付)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)	(削除)  第16条(電子提供措置等) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。



現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第2条 (電子提供措置に関する経過措置)</p> <p><u>現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。また、取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等	重要な兼職の状況	上場企業の兼職数
再任 1	おかだ よしふみ 岡田 好史 男性	取締役会長	公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団 理事長 公益財団法人阿波銀福祉基金 理事長 公益社団法人徳島法人会 代表理事	0社
再任 2	なが おか すすむ 長岡 奨 男性	取締役頭取（代表取締役）	一般社団法人徳島県銀行協会 会長 公益財団法人徳島経済研究所 理事長	0社
再任 3	ふく なが たけ ひさ 福永 丈久 男性	専務取締役（代表取締役）	—	0社
再任 4	やま と し ろう 大和 史郎 男性	常務取締役	—	0社
再任 5	にし ひろ かず 西 大和 男性	常務取締役	—	0社
再任 6	やま した まさ ひろ 山下 真弘 男性	取締役常務執行役員 関西広域エリア母店長 兼大阪支店長	—	0社
新任 7	み かわ ひろ あき 三河 広明 男性	執行役員東北広域エリア母店長 兼鳴門支店長兼大津支店長	—	0社
新任 8	い とう てる あき 伊藤 輝明 男性	執行役員関東広域エリア母店長 兼東京支店長	—	0社

候補者番号

1

おか だ よし ふみ  
岡 田 好 史

男性

再任



生年月日

1956年9月6日生  
(満65歳)

所有する当行の株式数

21,943株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

18年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月	当行入行	2008年 6月	当行取締役頭取 (代表取締役)
1998年 6月	川内支店長		
2000年 2月	西大阪支店長	2017年 4月	当行取締役会長
2001年 6月	審査部長		現在に至る
2004年 6月	当行取締役総合企画部長		(重要な兼職の状況)
2006年 6月	当行常務取締役		公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団 理事長
			公益財団法人阿波銀福祉基金 理事長
			公益社団法人徳島法人会 代表理事

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2008年より取締役頭取、2017年より取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としました。

候補者番号

2

なが おか すすむ  
長 岡 奨

男性

再任



## 生年月日

1957年1月12日生  
(満65歳)

## 所有する当行の株式数

13,900株

## 取締役会出席状況

12/12回 (100%)

## 取締役在任年数

14年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2012年 6月	当行常務取締役
1997年 1月	江戸川支店長	2016年 6月	当行専務取締役
2000年 8月	藍住支店長	2017年 4月	当行取締役頭取 (代表取締役)
2002年 6月	事務統括部長		現在に至る
2004年 6月	営業推進部長		(重要な兼職の状況)
2006年 6月	執行役員審査部長		一般社団法人徳島県銀行協会 会長
2008年 6月	当行取締役人事部長		公益財団法人徳島経済研究所 理事長
2010年 6月	当行取締役東京支店長		

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2008年より取締役、2016年より専務取締役、2017年より取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

ふく なが たけ ひさ  
福 永 丈 久

男性

再任



生年月日

1961年8月28日生  
(満60歳)

所有する当行の株式数

6,878株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

10年  
(本総会終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2012年 6月	当行取締役総合企画部長 兼経営品質推進室長
2003年 6月	板野支店長	2013年 6月	当行取締役人事部長
2005年 6月	堺支店長	2014年 6月	当行常務取締役
2007年 6月	経営管理部長	2019年 6月	当行専務取締役
2008年 6月	審査部長	2021年 6月	当行専務取締役 (代表取 締役)
2009年 6月	総合企画部長		現在に至る (経営統括部担当)
2010年 6月	執行役員総合企画部長		

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、経営企画、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年より取締役、2014年より常務取締役、2019年より専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としました。

候補者番号

4

やま と し ろう  
大 和 史 郎

男性

再任



生年月日

1962年6月26日生  
(満59歳)

所有する当行の株式数

2,940株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

4年  
(本總會終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2015年 6月	執行役員審査部長
2004年 2月	人事部人事課長	2017年 6月	常務執行役員管理本部長
2008年 2月	脇町支店長	2018年 6月	当行取締役常務執行役員 管理本部長
2010年 6月	西大阪支店長	2020年 6月	当行常務取締役管理本部 長
2013年 6月	総合企画部部付部長兼 営品質推進室長		現在に至る (管理本部 (業務管理部、 リスク統括部) 担当)
2014年 6月	執行役員経営統括部長兼 バリュープロジェクト室 長		

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、人事、経営企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2018年より取締役、2020年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。



候補者番号

5

にし ひろ かず  
西 大 和

男性

再任



略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2017年 6月	執行役員経営統括部長兼 バリュープロジェクト室 長
2009年 6月	経営品質推進室長	2019年 6月	当行取締役経営統括部長
2011年 8月	総合企画部企画課長	2020年 6月	当行常務取締役 現在に至る (営業推進部担当)
2013年 6月	山川支店長		
2015年 2月	松山支店長		
2016年 6月	証券国際部長		

生年月日

1971年 4月27日生  
(満51歳)

所有する当行の株式数

2,700株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

3年  
(本總會終結時)

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、経営企画、証券部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年より執行役員、2019年より取締役、2020年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主總會参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

候補者番号

6

やま した まさ ひろ  
山 下 真 弘

男性

再任



生年月日

1969年7月16日生  
(満52歳)

所有する当行の株式数

4,600株

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

取締役在任年数

1年  
(本総会終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 4月	当行入行	2017年 6月	執行役員リスク統括部長
2008年 2月	人事部人事課長	2018年 6月	執行役員阿南支店長兼見能林支店長
2011年 2月	昭和町支店長	2020年 6月	常務執行役員大阪支店長
2012年 6月	東大阪支店長	2021年 6月	当行取締役常務執行役員大阪支店長
2014年 6月	業務管理部長	2022年 4月	当行取締役常務執行役員関西広域エリア母店長兼大阪支店長
2015年 6月	執行役員経営統括部長兼バリュープロジェクト室長		現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、事務、経営企画、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年より執行役員、2020年より常務執行役員、2021年より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

7

み      かわ      ひろ      あき  
三   河   広   明

男性

新任



生年月日

1968年5月1日生  
(満54歳)

所有する当行の株式数

8,100株

取締役会出席状況

—

取締役在任年数

一年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2017年6月	証券国際部長
2010年2月	審査部審査課長	2018年6月	リスク統括部長
2011年8月	勝浦支店長	2020年6月	執行役員鳴門支店長兼大津支店長
2013年6月	丸亀支店長	2022年4月	執行役員県北広域エリア母店長兼鳴門支店長兼大津支店長
2015年6月	姫路支店長		現在に至る

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、証券、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年より執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

いとうてるあき  
伊藤輝明

男性

新任



生年月日

1970年4月26日生  
(満52歳)

所有する当行の株式数

1,700株

取締役会出席状況

—

取締役在任年数

一年  
(本総会終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2012年 6月	佐古支店副支店長兼田宮支店長兼矢三支店長
2010年 2月	営業推進部営業企画課長		
2010年 6月	営業本部営業企画グループ経営役	2014年 6月	東大阪支店長
2011年 8月	本店営業部得意先課長兼徳島駅前支店長	2017年 6月	執行役員審査部長
		2019年 6月	執行役員東京支店長
		2022年 4月	執行役員関東広域エリア母店長兼東京支店長 現在に至る

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、営業企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年より執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年10月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告(44ページを参照)に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役園木宏、米林彰、藤井宏史、野田聖子の4氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等	重要な兼職の状況	上場企業 の兼職数
再任 1	男性 そのき ひろし 園木 宏	取締役 (監査等委員) 独立役員	公認会計士	0社
再任 2	男性 よね ばやし 米林 彰	取締役 (監査等委員) 独立役員	公認会計士	0社
再任 3	女性 の だ せい こ 野田 聖子	取締役 (監査等委員) 独立役員	永沢総合法律事務所 弁護士 医療法人いちえ会 監事	0社
新任 4	男性 はし づめ まさ き 橋爪 正樹	— 独立役員	放送大学徳島学習センター 所長	0社

候補者番号

1

その き ひろし  
園 木 宏

男性

再任

社外

独立役員



生年月日

1946年8月14日生  
(満75歳)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

監査等委員会出席状況

14/14回 (100%)

社外役員在任年数

11年  
(本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数

4年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1970年4月	監査法人大和会計事務所 (現有限責任 あずさ監査 法人) 入社	2009年6月	同法人退職
1977年3月	公認会計士登録	2009年7月	園木宏公認会計士事務所 開設
1994年7月	朝日監査法人(現有限責 任 あずさ監査法人) 代 表社員		現在に至る
2001年6月	同法人本部理事・大阪事 務所運営理事	2011年6月	当行監査役
2003年6月	同法人専務理事	2015年6月	当行取締役
2006年6月	あずさ監査法人(現有限 責任 あずさ監査法人) 大阪事務所長	2018年6月	当行取締役監査等委員 現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2011年より当行社外監査役、2015年より当行社外取締役、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、アドバイザリー委員会委員として指名・報酬等にかかる協議事項においても適切な関与・助言をいただくことを期待しております。



候補者番号

2

よね  
米 林あきら  
彰

男性

再任

社外

独立役員



生年月日

1951年8月20日生  
(満70歳)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

監査等委員会出席状況

14/14回 (100%)

社外役員在任年数

7年  
(本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数

4年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1975年11月	監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2006年6月	同法人本部理事
1980年3月	公認会計士登録	2014年6月	有限責任 あずさ監査法人退職
2000年7月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員	2014年7月	米林彰公認会計士事務所開設 現在に至る
2005年6月	あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所運営理事	2015年6月	当行監査役
		2018年6月	当行取締役監査等委員 現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2015年より当行社外監査役、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、アドバイザー委員会委員として指名・報酬等にかかる協議事項においても適切な関与・助言をいただくことを期待しております。

候補者番号

3

の だ せい こ  
野 田 聖 子

女性

再任

社外

独立役員



生年月日

1964年2月17日生  
(満58歳)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

監査等委員会出席状況

14/14回 (100%)

社外役員在任年数

4年  
(本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数

4年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	同社 監査役退任
1992年12月	当行退職	2017年6月	同社 補欠監査等委員に 選任
1999年4月	弁護士登録 永沢総合法律事務所入所 現在に至る	現在に至る	
2007年6月	株式会社ツムラ 監査役 就任	2018年6月	当行取締役監査等委員 現在に至る
		2021年7月	医療法人いちえ会 監事 就任 現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

弁護士として豊富な法律知識と経験を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2007年から8年間上場企業において社外監査役に就任したほか、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、アドバイザーー委員会委員として指名・報酬等にかかる協議事項においても適切な関与・助言をいただくことを期待しております。

## 社外取締役候補者に関する特記事項

当行は、野田聖子氏が現在、監事を務めている医療法人いちえ会との間で、経常的な金融取引を行っております。同法人は、当行の取引先に該当しますが、取引の規模・性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

候補者番号

4

はし づめ まさ き  
橋 爪 正 樹

男性

新任

社外

独立役員



生年月日

1957年3月31日生  
(満65歳)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

社外役員在任年数

一年  
(本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数

一年  
(本総会終結時)

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 園木宏氏、米林彰氏、野田聖子氏、橋爪正樹氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当行は、現在、園木宏氏、米林彰氏、野田聖子氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、橋爪正樹氏につきましてもあらたに独立役員となる予定であります。

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社	2005年3月	国立大学法人徳島大学工学部教授
1983年3月	同社退職	2017年9月	同大学 理工学部長
1983年4月	徳島大学（現国立大学法人徳島大学）工業短期大学部助手	2020年4月	同大学 大学院社会産業理工学研究部長兼創成科学研究科長
1990年1月	同大学 工学部助手	2022年3月	同大学退職
1992年11月	同大学 工学部講師	2022年4月	放送大学徳島学習センター 所長
1997年1月	同大学 工学部助教授		現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

学識経験者として専門的な知識を有しているほか、徳島大学において学部長を務められるなど組織マネジメントにも従事された経験を有しております。これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、アドバイザーー委員会委員として指名・報酬等にかかる協議事項においても適切な関与・助言をいただくことを期待しております。

4. 当行は、現在、非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨、現行定款に定めております。これに基づき、現在、園木宏氏、米林彰氏、野田聖子氏と当行の間に責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏との契約は継続となります。また、橋爪正樹氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額といたします。
5. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年10月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（44ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(ご参考) 取締役の主な知識・経験・能力 (スキル・マトリックス)

氏名	現在の当行における地位等	特に期待する知識・経験・能力								
		企業経営 経営戦略	金融実務	財務戦略 会計	IT・ システム	人事 労務管理	法務・ コンプライアンス	リスクマネ ジメント	地方創生	
監査等委員でない取締役	岡田 好史	取締役会長	●	●	●		●		●	●
	長岡 奨	代表取締役 頭取	●	●		●	●		●	●
	福永 丈久	代表取締役 専務	●	●	●		●	●	●	
	大和 史郎	常務取締役		●	●	●	●	●	●	
	西 大和	常務取締役		●	●		●			
	山下 真弘	取締役常務 執行役員		●	●	●	●	●	●	
	三河 広明	—		●				●	●	
	伊藤 輝明	—		●						
監査等委員である取締役	大西 康生	取締役	●	●	●		●		●	
	住友 康彦	取締役		●		●				
	園木 宏	取締役 <small>社外</small>			●					
	米林 彰	取締役 <small>社外</small>			●					
	野田 聖子	取締役 <small>社外</small>					●	●		●
	矢部 剛	取締役 <small>社外</small>	●	●		●				
	橋爪 正樹	— <small>社外</small>				●	●			●

※ 各取締役に特に期待する知識・経験・能力であり、すべての知見・経験・専門性を表すものではありません。

※ 三河広明、伊藤輝明及び橋爪正樹の3氏は新任取締役候補者であります。

## 第210期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を、阿波銀コネクト株式会社においてECモール運営業務等を、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を、あわぎん成長企業投資事業有限責任組合において成長企業への投資業務等を行い、グループ各社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

##### 金融経済環境

2021年度のわが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に再拡大する中、企業収益や雇用・所得環境の低迷等によって消費マインドが低下するなど、厳しい状況が続きました。しかしながら、秋口からは海外経済の回復や各種政策効果にも支えられ、供給制約の影響を残しつつも、生産・輸出が増加するなど基調としては持ち直しつつあります。ただし、ロシアのウクライナ侵攻により地政学的リスクや資源価格の大幅上昇などインフレリスクが高まっているほか、新たな変異株による感染拡大も懸念されるなど不確実性は高く、先行きについては下振れリスクが大きいと考えられます。

この間、金融・為替市場では、秋口以降、欧米の金融緩和政策の変更に向けた動向によって不安定な動きが続いており、特に年度末にかけては米国長期金利の上昇から大きく円安が進行しました。

県内経済につきましては、基調としては持ち直しの動きがみられるものの、国内景気と同様、感染症の再拡大により、厳しい景況感が続いております。

##### 事業の経過及び成果

このような環境下、当期につきましても、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題として継続し、感染防止に努めるとともに、お客さまへのきめ細やかな資金繰りのご相談をはじめ経営支援に全力で取り組みました。また、長期経営計画「As One」の最終ステージにあたり、基本戦略「構造改革と永代取引の進化」のもと、さまざまな施策に取り組みました。



## 《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、引続き新型コロナウイルス感染症の対応とともに、お客様の多様化するニーズに一層お応えするため、総合金融サービス業として商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客様につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に対して住宅ローン等の融資条件変更に対応するなど迅速かつきめ細やかな対応を継続いたしました。また、お客様のライフステージに応じた最適なポートフォリオの構築にお役に立てるよう、野村証券株式会社との金融商品仲介業務における包括的業務提携（以下、「野村証券との提携」）により、野村証券の取扱商品・サービスをはじめ預金や保険も含めた付加価値の高い総合金融サービスをワンストップでご提供できるようになり、あわせて「金融商品仲介口座」のWeb開設受付サービスを開始いたしました。そして、SDGsの対応として、住宅ローンにおけるLGBTQ対応を開始したほか、お客様の脱炭素や安全な住宅改修に向けた各種ローン金利の引下げを行うなど、さまざまな取組みを進めております。

一方、法人のお客様につきましては、引続き、新型コロナウイルス感染症への対応として資金繰り支援に取組んだほか、創業や新たな事業展開及び事業性評価を通じた本業支援を強化し、さまざまな資金需要に積極的にお応えいたしました。また、阿波銀コネクト株式会社がECモール（Lacycle mall）を開設し、地域資源の活用や新たな価値創造、地域事業者の皆さまへの販路開拓支援などの業務を開始しました。このほか、ペーパーレス・デジタル化によるお客様の利便性向上につながる「あわぎん口振Web伝送サービス」の取扱開始や、DX（デジタルトランスフォーメーション）決済サービスの取扱いなど各社との業務提携により企業の成長につながる総合的な本業支援のサービス拡充を図りました。さらに、四国の地方銀行4行が地方創生に向けて取組む四国アライアンスによるビジネスマッチング支援や商談会の開催などを通じ、お客様のネットワークや販路の拡大に向けた取組みも強化しております。

## 《店舗・営業チャネル、組織》

店舗・営業チャネルにつきましては、関東地区において東京都内に「代々木支店」を開設いたしました。関東地区での営業基盤を強化するとともに、地元徳島や関西・中四国の各エリアとの連携を一層深めてまいります。

また、徳島県内では「阿南支店」を新築したほか、「市場支店」を新築移転し、「阿波町支店」を「市場支店」内に店舗内店舗として移転統合いたしました。より快適にご利用いただけるフロア空間をご提供するとともに、店舗ネットワークを再編いたしました。

組織につきましては、野村証券との提携開始にともない「アセットコンサルティング部」を新設し、徳島県内の4カ所にコンサルティングプラザを設置いたしました。また、SDGsを起点とした各種施策立案と地域・社会貢献活動を統括する部署として「SDGs推進室」を新設いたしました。

## 《SDGsへの取組み》

当行では、これまで、「あわぎんSDGs取組方針」の制定により、「あわぎんSDGs私募債」や全職員による「エシカル消費活動」など地方創生や環境保護等の取組みを推進してまいりましたが、SDGsへの取組みが企業経営の根幹となりつつあることを踏まえ、「SDGs推進室」を中心に、地域とお客さまの持続可能性を高める取組みをさらに強化しております。

具体的には、脱炭素社会の実現に貢献していくため、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同表明を行い、2050年度における当行のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとする削減目標を設定するとともに、さまざまな社会課題の解決に向け責任ある投融資を行うため、「あわぎんESG投融資方針」を制定しました。そして、地域金融機関として中小企業の皆さまのSDGsへの取組みを支援するため、2022年4月以降「あわぎんSDGs関連サービス」及び「あわぎんサステナブル関連ローン（サステナブルファイナンス）」を拡充いたします。

このほかの取組みとして、「とくしま協働の森づくり事業」に賛同し「SDGs森づくり宣言」を実施しました。紙の通帳を発行しないインターネットバンキング専用口座「あわぎんai-mo通帳」の新規・切替申込み件数に応じて、豊かな森を創造するための寄付を継続してまいります。

また、四国アライアンスでは、地域活性化ファンドである「しこく創生2号ファンド」を組成したほか、海外への販路拡大を検討されている事業者の皆さまへの支援を目的に「海外販路ビジネスセミナー」を開催するなど、地方創生に向けた取組みを強化しています。

地域貢献活動につきましては、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動に加え、従来から取組んでまいりました徳島県との協定による「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊」への積極的な参加など、幅広い活動を展開いたしました。

## 《営業の成果等》

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

### （預金及び預かり資産）

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

法人預金が減少したものの、個人預金・公金預金は順調に増加したことから、譲渡性預金を含めた預金は、前年度比822億円増加し、当期末残高は3兆3,095億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、個人年金保険等が前年度比101億円増加し、当期末残高は

2,344億円となりました。また、野村證券株式会社旧徳島支店からの移管口座を含めた金融商品仲介業務における預かり資産残高につきましては、8,355億円となりました。

※当行の証券口座(公共債・投資信託)は、野村證券との提携により、2021年6月21日に野村證券株式会社を委託元とする金融商品仲介口座へ移管いたしました。なお、野村証券仲介口座につきましては、2021年6月末比115億円増加の8,240億円となりました。

### (貸出金)

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、さまざまな資金ニーズに積極的にお応えした結果、前年度比300億円増加し、当期末残高は2兆1,143億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合(中小企業等貸出金比率)は、83.02%と前年度比0.30ポイント低下いたしました。引続き高い水準を維持しております。

### (有価証券投資)

有価証券につきましては、投資信託の増加を主因として、当期末の有価証券残高は前年度比310億円増加し、1兆419億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、海外金利の上昇により外国証券を中心に下落したことなどから、前年度比211億円減少し、834億円の評価益となりました。

### (国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、前年度比1億99百万米ドル増加し、期中43億80百万米ドルとなりました。

### 《損益》

損益につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金など資金運用収益が増収となったことに加え、役務取引等収益も金融商品仲介業務における預かり資産販売が増加したことから、前年度比24億23百万円増収の525億76百万円となりました。

一方、経常費用は、経費が増加したものの、与信費用が減少したことなどから、前年度比12億25百万円減少の369億12百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比36億49百万円増益の156億63百万円となり、当期純利益は、前年度比27億31百万円増益の110億30百万円となりました。

## 《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、内部留保の充実や保有資産の健全性を受け、前年度末比0.11ポイント上昇し、10.97%となりました。

## 《資本政策》

資本面につきましては、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、2021年11月22日から2021年12月15日までの間、450千株、959百万円の自己株式を取得いたしました。

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき20円00銭とさせていただきます。また、当期の期末配当金につきましては、業績等を総合的に勘案し、当初予定の1株につき20円00銭から2円50銭増配し、22円50銭とさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき42円50銭となります。

## 《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ各社が営業推進と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は679億38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は111億12百万円となりました。

また、グループ各社の健全性を反映し、連結自己資本比率は、11.31%と引続き高い水準を維持しております。

## 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化による地域経済の規模縮小といった社会構造問題、またマイナス金利政策導入以降の利鞘縮小など厳しい収益環境が続いております。さらに、地政学的リスクの高まりや新型コロナウイルス感染症の世界的拡大懸念は依然払拭できず、経済活動の停滞を含め先行きの不確実性はさらに大きくなっています。一方で、ウィズ・アフターコロナ時代やSDGs・ESGへの対応に向けた社会の変化は急速に進んでおり、地域金融機関として、DXや持続的な成長と社会課題解決に向けた取組みを、地域とお客さまに寄り添い伴走しながら強化していく必要があります。

当行では、このような環境変化に対応し、地域社会と当行の持続的な成長をめざしていくため、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略とした、経営計画「As One」を2018年度から展開しております。本年度につきましては、計画期間最終年度にあたり、経営目標として掲げたコア業務純益180億円以上を計上できる収益体質の構築を図る総仕上げの1年と位置づけております。経営計画「As One」に掲げる4つの「基本理念」（「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGsへの取組み強化」）の好循環のもと、新たな需資創造とリスクテイクによる預貸率の改善、ESG投融資と脱炭素に向けた本業

支援を重点テーマといたします。そして、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、持続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させる取組みを実践してまいります。

具体的には、「永代取引の実践」において、法人のお客さまには、新型コロナウイルス感染症への対応として資金繰り支援の継続に加え、事業性評価を通じお客さまの成長や再生をご支援する包括的コンサルティング営業を実践し、SDGsの理解・浸透から事業計画への反映、取組状況の検証まで、お客さまに寄り添った支援メニューをご提供してまいります。また、個人のお客さまには、野村証券株式会社との提携によって、預金・証券・保険の総合金融サービス機能の高度化を図ることで、一生涯を通じてお客さまの人生設計をサポートし、お客さまの資産を守り育て、豊かさの実現をめざすファミリーサポート営業を強化してまいります。

次に、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）では、店舗・事務・本部改革に引き続き取組むとともに、デジタル戦略では、iBank社が運営するスマートフォン専用アプリ「Wallet+」のサービス開始を見据え、デジタルチャネルを一層強化してまいります。お客さまとのつながりをより拡大することで、お客さまを起点として、対面・非対面のチャネルを融合し、当行ならではの付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

さらに、グループ各社と一丸となり、お客さまの多様なニーズに対して総合的にお応えしていくことによってグループ収益力の強化を図るほか、お客さま感動満足の創造を起点にした活力のある組織の実現と当行のビジネスモデル「永代取引」を支える自律型人材の育成を図ってまいります。

また、ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス態勢強化のもと、取るべきリスクを明確化し収益性と健全性のバランスの最適化を図っていくという経営管理の枠組みであるRAF（リスクアペタイト・フレームワーク）の実効性向上に取組む中、社会の持続可能性を巡る課題への対応やALM施策強化による金融緩和政策変更への対応、さらにマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策、サイバーセキュリティ管理態勢の高度化等を進めてまいります。そして、強固な経営基盤を土台に持続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの「ベストパートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期経営計画「As One」の概要

1. 概要

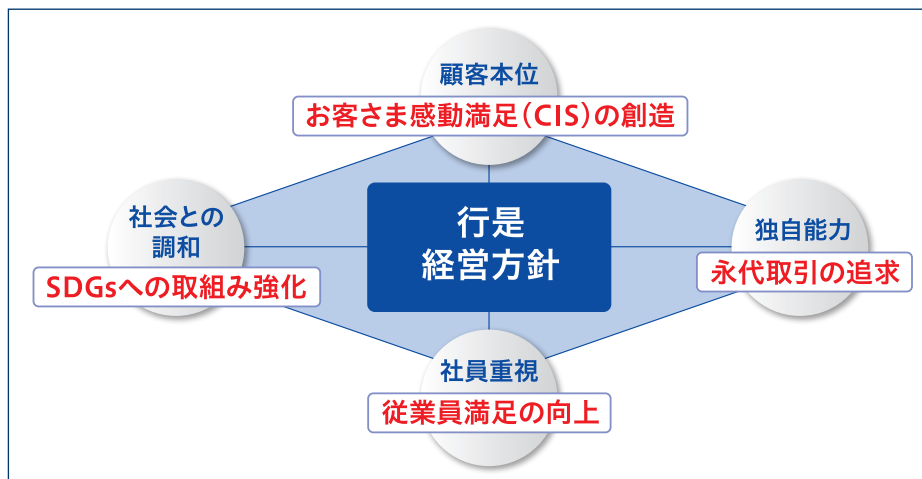
【 名 称 】 **As One**  
～ 構造改革と永代取引の進化～

【 計 画 期 間 】 2018年 4月 ～ 2023年 3月

【 ありたい姿 】 卓越した価値を提供し、地域とお客さまの「ベストパートナー」へ

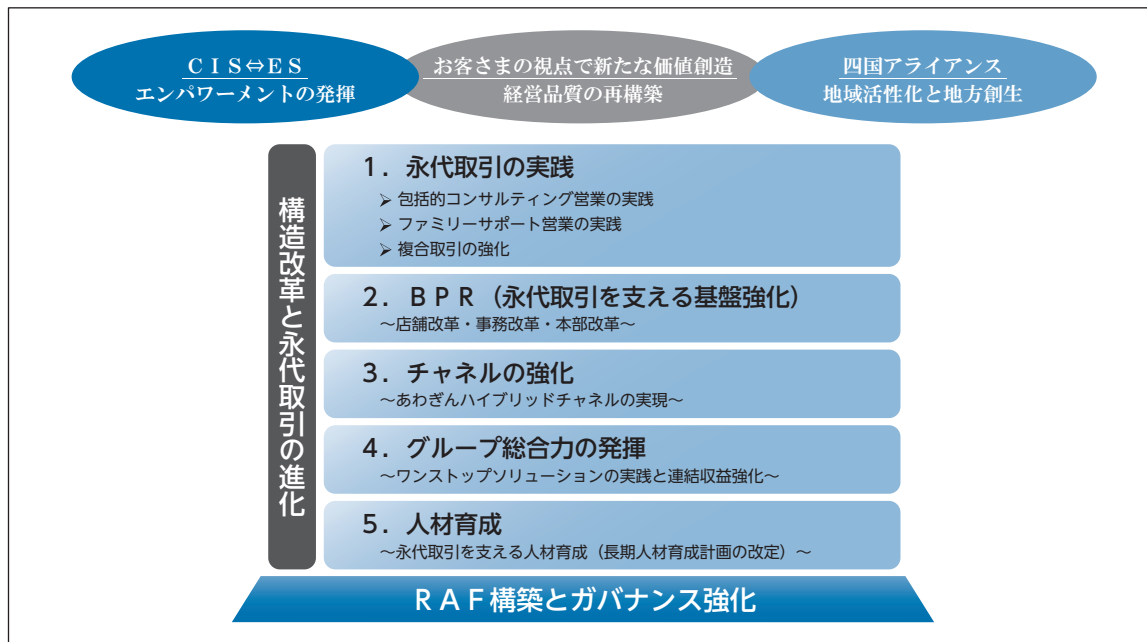
As One (アズワン)：ひとつになって、一体となって  
当行とお客さま・地域が一体となって、成長・発展を目指していく  
当行役職員が、ひとつになってお客さまに卓越した価値を創造していく

2. 基本理念





### 3. 基本戦略



### 4. 経営目標

2023年3月期

コア業務純益	180億円以上
コア業務純益ROA	0.48%以上
修正OHR	62%未満
当期純利益ROE	4%以上
貸出金徳島県内シェア	50%以上
C I S 指標	80ポイント以上

C I S 指標…お客さまアンケートや店舗モニタリング調査等を基にした当行独自のお客さま感動満足（カスタマー・インプレッション・サティスファクション）度を表す指標

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,760,839	2,774,631	3,094,473	3,172,026
定期性預金	991,948	972,355	961,650	946,729
その他	1,768,891	1,802,275	2,132,822	2,225,297
社 債	－	－	－	－
貸 出 金	1,896,473	1,960,547	2,084,214	2,114,303
個人向け	347,675	352,992	351,366	358,716
中小企業向け	1,222,601	1,271,523	1,385,275	1,396,714
その他	326,197	336,032	347,573	358,873
商 品 有 価 証 券	952	917	775	－
有 価 証 券	1,059,174	1,005,581	1,010,924	1,041,936
国 債	286,369	241,208	187,321	173,782
その他	772,804	764,372	823,602	868,153
総 資 産	3,308,398	3,355,885	3,844,293	3,956,485
内 国 為 替 取 扱 高	25,134,234	24,797,939	26,865,575	27,669,644
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,238	百万ドル 3,977	百万ドル 4,180	百万ドル 4,380
経 常 利 益	14,974	15,076	12,014	15,663
当 期 純 利 益	10,427	11,018	8,298	11,030
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 240 54	円 銭 258 47	円 銭 197 87	円 銭 263 42
信 託 財 産	387	378	370	359
信 託 報 酬	1	3	2	2

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益については、2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。



(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	70,323	67,374	65,587	67,938
経常利益	18,433	15,729	12,663	16,134
親会社株主に帰属する当期純利益	10,958	11,160	8,498	11,112
包括利益	5,462	△15,226	42,971	△2,222
純資産額	272,331	252,362	292,894	288,404
総資産額	3,330,769	3,376,210	3,866,075	3,977,726

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,308人
平均年齢	42年3月
平均勤続年数	19年0月
平均給与月額	379千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数

			当 年 度 末
徳 島 県	店 うち出張所		83 ( 6 )
香 川 県			2 ( ー )
高 知 県			1 ( ー )
愛 媛 県			1 ( ー )
大 阪 府			6 ( ー )
兵 庫 県			3 ( ー )
岡 山 県			1 ( ー )
東 京 都			5 ( ー )
神 奈 川 県			1 ( ー )
合 計			103 ( 6 )

- (注) 1. 上記のうち、15店舗（うち出張所1店舗）は店舗内店舗による営業としております。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を114か所設置しております。また、株式会社ローソン銀行等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国	うち徳島県内
	当年度末	当年度末
株式会社ローソン銀行	13,542	131
株式会社イーネット	12,489	66
株式会社イオン銀行	6,437	56
株式会社セブン銀行	26,253	83

□ 当年度新設営業所

営業所名	開設年月	所在地
本店営業部徳島コンサルティングプラザ出張所 (徳島コンサルティングプラザ)	2021年4月	徳島市西船場町二丁目24番地の1
代々木支店	2021年10月	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番5号 (代々木イーストビル7階)

- (注) 1. 当年度において阿南支店(阿南市)を2021年11月に新築いたしましたほか、市場支店(阿波市)を2022年1月に新築移転いたしました。
2. 上記のほか、阿波町支店(阿波市)を店舗内店舗として2022年1月市場支店(阿波市)内へ移転いたしました。また、本店営業部新町プラザ出張所(徳島市)を2022年2月に移転し、名称を本店営業部相談プラザ出張所(徳島市)へ変更いたしました。
3. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
- (新設3か所)
- 板野支店 道の駅いたの出張所(2021年4月、徳島県板野郡)
  - 佐古支店 川島病院出張所(2021年8月、徳島市)
  - 市場支店 阿波町出張所(2022年1月、阿波市)
- (廃止1か所)
- 福島支店 末広出張所(2022年2月、徳島市)

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,950
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
阿南支店の新築	788
市場支店の新築	338

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等 の議決権比率	その他
阿波銀保証株式会社	徳島市新町橋 二丁目25番地	信用保証業務	百万円 110	% 100	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町 二丁目12番地	クレジットカード業務	150	100	—
阿波銀コンサルティング 株式会社	徳島市新町橋 二丁目25番地	経営コンサルティング業務	100	100	—
阿波銀コネクト株式会社	徳島市西船場町 二丁目24番地の1	E Cモール運営業務	100	100	—
阿波銀リース株式会社	徳島市沖浜東 三丁目46番地	リース業務	180	100	—
あわぎん成長企業 投資事業有限責任組合	徳島市新町橋 二丁目25番地	成長企業への投資業務	1,388	—	—

(注) 連結対象子会社は上記の子会社等6社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は679億38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は111億12百万円となりました。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2004年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。
10. 野村證券株式会社との間で、金融商品仲介業務に係る包括的業務提携を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

当行は、2021年6月21日に、野村證券株式会社との間で、当行の登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職	その他
岡 田 好 史	取 締 役 会 長	公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団 理事長 公益財団法人阿波銀福祉基金 理事長 公益社団法人徳島法人会 代表理事	
長 岡 奨	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長 公益財団法人徳島経済研究所 理事長	
福 永 丈 久	専 務 取 締 役 (代表取締役)	経営統括部担当	
大 和 史 郎	常 務 取 締 役	管理本部長 管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当	
三 浦 淳 典	常 務 取 締 役	審査部、証券国際部担当	
西 大 和	常 務 取 締 役	営業推進部担当	
石 本 宏	取 締 役	常務執行役員 本店営業部長兼両国橋支店長兼かちどき橋支店長	
山 下 真 弘	取 締 役	常務執行役員 大阪支店長	(注)2
大 西 康 生	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)2 (注)3 (注)4
住 友 康 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)3
園 木 宏	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)6
米 林 彰	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)6
藤 井 宏 史	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授	(注)1
野 田 聖 子	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 医療法人いちえ会 監事	(注)1
矢 部 剛	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長	(注)1 (注)2

- (注) 1. 取締役のうち園木宏、米林彰、藤井宏史、野田聖子及び矢部剛の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、園木宏、米林彰、藤井宏史、野田聖子及び矢部剛の5氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届け出るため当行が指定した独立役員であります。
2. 取締役山下真弘氏は、2021年6月29日付であらたに取締役に就任いたしました。また、監査等委員大西康生及び矢部剛の両氏は、2021年6月29日付であらたに監査等委員に就任いたしました。
3. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、経営管理委員会等の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 2021年6月29日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって、取締役副頭取大西康生氏は退任いたしました。
5. 2021年6月29日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員海出隆夫氏及び荒木光二郎氏は辞任いたしました。
6. 監査等委員園木宏及び米林彰の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査部の担当は取締役会となっております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役に兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

寺西	徹	執行役員	(阿南支店長兼見能林支店長)
伊藤	輝明	執行役員	(東京支店長)
浜尾	克也	執行役員	(高松支店長兼丸亀支店長)
三河	広明	執行役員	(鳴門支店長兼大津支店長)
板東	克浩	執行役員	(経営統括部長)
岡部	敏明	執行役員	(鴨島支店長)
忠津	聡	執行役員	(審査部長)

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は下記のとおりです。

当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬につきましては、「基本報酬」、「賞与」及び退任時に株式を交付する「業績連動型株式報酬」で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意思を明確にするため、これらすべての報酬を一定の算式によって毎期の業績（連結実力コア業務純益（※）、親会社株主に帰属する当期純利益）に連動させることを基本方針としております。

（※）連結実力コア業務純益＝連結コア業務純益に当行が定める一定項目の金額を加減したものの。

各取締役等の報酬につきましては、「基本報酬」については連結実力コア業務純益に、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」については親会社株主に帰属する当期純利益に一定の比率を乗じたものに、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めため役位の高さに応じて設定された役位別支給倍率を基準として算出されます。取締役等に対する各人別の具体的金額については、株主総会において決議された年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会の協議に基づき、取締役会にて決定された当方針により、取締役会から一任された代表取締役頭取が、前事業年度における業績及び算定方法に従い決定します。なお、取締役等の報酬は、固定報酬部分を設けておらず、すべての報酬を毎期の業績に連動させることから、各報酬の割合は予め決定しておりません。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみとし、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とすることを基本方針としております。社外取締役については、アドバイザリー委員会にて協議された金額に基づき、取締役会から一任された代表取締役頭取が決定します。また、監査等委員である取締役に対する各人別の具体的金額等の決定については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会にて協議されたうえで、監査等委員である取締役の協議において決定します。

当行は、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占めるアドバイザリー委員会を設置しております。アドバイザリー委員会は、役位ごとに算出された各報酬の水準の業界平均との比較などのチェックを行い、妥当性に関する協議を行うなど取締役会に対して助言・提言を実施しております。なお、取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。



なお、役員個人の報酬等の内容の決定にあたっては、アドバイザリー委員会が決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬		
			基本報酬	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	9名	298	—	158	77	62
取締役（監査等委員）	9名	75	75	—	—	—

(注) 1. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の算定方法及び当該指標の実績値

イ 基本報酬 指標：連結実力コア業務純益

基本報酬につきましては、各取締役等の役位ごとに決定された役位別支給倍率に連結実力コア業務純益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。収益と経費の状況が直接的に反映される連結実力コア業務純益を用いることで、当行グループ本来の利益を生み出す責任を求める内容となっております。

また、役位別支給倍率は役位の高さに応じて設定されており、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める方式となっております。

基本報酬＝役位別支給倍率×連結実力コア業務純益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝連結実力コア業務純益×2.07%÷役位別ポイント総計（※）

（※）役位ごとの役位別支給倍率の値を合計したものをいう。

ロ 賞与 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

賞与につきましては、基本報酬と同様、各取締役等の役位ごとに決定された役位別支給倍率に親会社株主に帰属する当期純利益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。親会社株主に帰属する当期純利益を用いることで単年度の当行グループの業績に対する責任を求める内容としております。

賞与＝役位別支給倍率×親会社株主に帰属する当期純利益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝親会社株主に帰属する当期純利益×1.44%÷役位別ポイント総計

（役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬と同数値であります。）

ハ 業績連動型株式報酬 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

業績連動型株式報酬につきましては、各取締役等に対し、在任期間中の事業年度ごとに親会社株主に帰属する当期純利益の水準及び役位に応じた株式交付ポイントが付与され、退任時にポイント累積値に応じ、当行株式の交付等が行われます。

単年度の最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益との連動を累積することにより、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

株式交付ポイント＝総株式報酬金額（年間）÷基準株価

÷（役位別ポイント総計÷役位別支給倍率）

×（対象期間中の在任月数÷12か月）

総株式報酬金額（年間）＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.96%

基準株価＝3,330円（2018年4月2日における当行株式の終値（株式併合勘案後））

（役員別支給倍率、役員別ポイント総計は基本報酬、賞与と同数値であります。）

なお、取締役等に交付等が行われる株式数の上限につきましては、連続する5事業年度ごとに337,000株と定めております。

## 二 業績指標の実績値

（単位：百万円）

	2021年3月期	2022年3月期
連結実力コア業務純益	16,203	18,240
親会社株主に帰属する当期純利益	8,498	11,112

### 2. 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月26日開催の第206期定時株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）350百万円、監査等委員である取締役100百万円であります。

また、同定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役等を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。当行が拠出する金銭の上限は、連続する5事業年度ごとに782百万円であります。また、取締役等に交付等が行われる株式数の上限は、連続する5事業年度ごとに337,000株であります。

同定時株主総会終結時の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く）7名、監査等委員である取締役7名であります。

なお、当行の取締役の定数は、取締役15名以内、監査等委員である取締役3名以上とする旨定款で定めております。

### 3. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）及び執行役員に対する各人別のすべての報酬等の具体的金額については、株主総会において決議された年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会の協議に基づき、取締役会にて決定された役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針で定められた方法により、取締役会から一任された代表取締役頭取長岡奨が、前事業年度における業績及び算定方法に従い決定しております。

また、代表取締役頭取に委任した理由は、当行を取り巻く環境、経営状況等について最も熟知しており、総合的に取締役（監査等委員を除く）及び執行役員に対する各人別の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、具体的金額については、上記のとおり恣意的な決定はなされない仕組みとなっております。

### 4. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等33百万円（うち賞与8百万円）は含まれておりません。

### 5. 支給人数及び報酬等には、2021年6月29日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び監査等委員である取締役2名を含めております。

### 6. 上記の表に記載した報酬等のほか、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

退任取締役（監査等委員を除く） 1名 80百万円

退任取締役（監査等委員） 2名 9百万円

### 7. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。

報酬等 140百万円（うち賞与 31百万円、業績連動型株式報酬 27百万円）

### (3) 責任限定契約

当行では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 西 康 生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。</li> <li>・ 上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</li> </ul>
住 友 康 彦	
園 木 宏	
米 林 彰	
藤 井 宏 史	
野 田 聖 子	
矢 部 剛	

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役（監査等委員を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。</li> <li>・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。</li> <li>・ 当該契約の保険料は株主代表訴訟補償特約部分については社外取締役及び執行役員を除く被保険者が負担していますが、それ以外については当行が負担しています。</li> </ul>
取締役（監査等委員）	
執行役員	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
藤井 宏史 (社外取締役)(監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授 同法人と当行の間には特別の関係はありません。
野田 聖子 (社外取締役)(監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 同所と当行の間には特別の関係はありません。 医療法人いちえ会 監事 同法人と当行の間で経常的な金融取引があります。
矢部 剛 (社外取締役)(監査等委員)	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 同社と当行の間で保険契約管理システム保守契約を締結しております。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
園木 宏 (社外取締役) (監査等委員)	10年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知見を有するほか、監査等委員会設置会社移行前に当行の社外取締役を務めるなど、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
米林 彰 (社外取締役) (監査等委員)	6年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
藤井 宏史 (社外取締役) (監査等委員)	3年 10ヵ月	取締役会 12回開催中10回出席 監査等委員会 14回開催中12回出席	学識経験者として専門的な知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
野田 聖子 (社外取締役) (監査等委員)	3年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	弁護士として豊富な法律知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
矢部 剛 (社外取締役) (監査等委員)	0年 10ヵ月	取締役会 10回開催中10回出席 監査等委員会 10回開催中10回出席	金融機関における豊富な経験に加え、ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役社長として培った経営全般に関する経験と幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等からの報酬等
			固定報酬	業績連動報酬			
			基本報酬	基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員)	6名	35	35	—	—	—	—
報酬等の合計	6名	35	35	—	—	—	—

(注) 支給人数及び報酬等には、2021年6月29日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含めております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
発行済株式の総数 43,240千株

(2) 当年度末株主数 11,684名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,108 千株	9.79 %
株式会社大塚製薬工場	1,585	3.77
阿波銀グループ職員持株会	1,335	3.18
日本生命保険相互会社	1,140	2.71
明治安田生命保険相互会社	1,140	2.71
大塚製薬株式会社	932	2.22
大昭興業株式会社	833	1.98
日垂化学工業株式会社	803	1.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	771	1.83
住友生命保険相互会社	745	1.77

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は自己株式(1,286,504株)を控除して算出しております。  
4. なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び阿波銀グループ職員持株会専用信託が保有する当行株式202,398株及び114,800株は含まれておりません。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	1名	8,108株
社外取締役(監査等委員を除く)	一名	一株
取締役(監査等委員)	一名	一株

## (5) その他株式に関する重要な事項

### 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	2021年11月12日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	2021年11月22日から2021年12月15日まで
取得した株式の総数	450千株
取得価額の総額	959百万円

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒木 賢一郎 指定有限責任社員 大橋 正紹	52	(注)4 (注)5

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。  
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておりませんので、上記金額は、これらの合計額を記載しております。  
4. 当行は、会計監査人に対して、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）についての対価3百万円を支払っております。その内容は、マネー・ロンダリング防止対策システム検証に関する支援業務等であります。  
5. 監査等委員会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。



## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、株主さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間25円（中間・期末12円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

# 第210期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	690,232	預金	3,172,026
現金	40,408	当座預金	182,566
預け金	649,824	普通預金	1,895,626
コールローン	18,358	貯蓄預金	31,524
買入金銭債権	1,398	通知預金	12,560
有価証券	1,041,936	定期預金	940,026
国債	173,782	定期積金	6,703
地方債	167,769	その他の預金	103,019
社債	173,109	譲渡性預金	137,504
株式	143,947	コールマネー	12,850
その他の証券	383,328	債券貸借取引受入担保金	40,945
貸出金	2,114,303	借入金	254,425
割引手形	6,764	借入金	254,425
手形貸付	103,726	外国為替	18
証書貸付	1,914,640	売渡外国為替	18
当座貸越	89,171	未払外国為替	0
外国為替	9,240	その他負債	31,497
外国他店預け	9,045	未決済為替借	0
買入外国為替	47	未払法人税等	2,581
取立外国為替	146	未払費用	860
その他資産	47,118	前受収益	1,287
未収収益	3,093	給付補填備金	0
金融派生商品	7,809	金融派生商品	21,116
金融商品等差入担保金	11,507	金融商品等受入担保金	2,435
その他の資産	24,707	リース債務	106
有形固定資産	37,713	資産除去債務	140
建物	13,717	その他の負債	2,968
土地	21,047	役員賞与引当金	54
リース資産	98	株式報酬引当金	257
建設仮勘定	1,102	睡眠預金払戻損失引当金	271
その他の有形固定資産	1,747	偶発損失引当金	1,205
無形固定資産	4,451	繰延税金負債	14,978
ソフトウェア	4,344	再評価に係る繰延税金負債	2,691
その他の無形固定資産	106	支払承諾	8,482
支払承諾見返	8,482	負債の部合計	3,677,211
貸倒引当金	△ 16,752	<b>純資産の部</b>	
資産の部合計	3,956,485	資本金	23,452
		資本剰余金	16,232
		資本準備金	16,232
		利益剰余金	180,240
		利益準備金	14,064
		その他利益剰余金	166,176
		固定資産圧縮積立金	560
		株式消却積立金	2,995
		別途積立金	143,520
		繰越利益剰余金	19,100
		自己株式	△ 4,100
		株主資本合計	215,825
		その他の有価証券評価差額金	58,346
		繰延ヘッジ損益	△ 24
		土地再評価差額金	5,126
		評価・換算差額等合計	63,448
		純資産の部合計	279,273
		負債及び純資産の部合計	3,956,485

# 第210期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>52,576</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>39,587</b>	
貸出金利息	23,787	
有価証券利息配当金	14,986	
コールローン利息	108	
預け金利息	698	
その他の受入利息	6	
<b>信託報酬</b>	<b>2</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>8,153</b>	
受入為替手数料	1,517	
その他の役務収益	6,636	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,345</b>	
外国為替売買益	870	
国債等債券売却益	381	
金融派生商品収益	70	
その他の業務収益	23	
<b>その他経常収益</b>	<b>3,487</b>	
償却債権取立益	614	
株式等売却益	2,653	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	219	
<b>経常費用</b>		<b>36,912</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,597</b>	
預金利息	435	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息	30	
債券貸借取引支払利息	74	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	929	
その他の支払利息	112	
<b>役務取引等費用</b>	<b>1,203</b>	
支払為替手数料	303	
その他の役務費用	900	
<b>その他業務費用</b>	<b>1,673</b>	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	1,669	
国債等債券償却	2	
<b>営業経費</b>	<b>28,306</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>4,131</b>	
貸倒引当金繰入額	3,193	
貸出金償却	18	
株式等売却損	505	
株式等償却	156	
その他の経常費用	257	
<b>経常利益</b>		<b>15,663</b>
<b>特別利益</b>		<b>0</b>
固定資産処分益	0	
<b>特別損失</b>		<b>230</b>
固定資産処分損	89	
減損損失	140	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>15,434</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>4,660</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 256</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>4,404</b>
<b>当期純利益</b>		<b>11,030</b>

(ご参考)

第210期末信託財産残高表  
(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	359
現 金 預 け 金	284		
合 計	359	合 計	359

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産 一百万円  
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	690,236
コールローン及び買入手形	18,358
買入金銭債権	1,398
有価証券	1,031,863
貸出金	2,117,033
外国為替	9,240
リース債権及びリース投資資産	28,935
その他資産	48,700
<b>有形固定資産</b>	
建物	13,730
土地	21,059
リース資産	3
建設仮勘定	1,125
その他の有形固定資産	2,229
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	4,415
その他の無形固定資産	112
<b>繰延税金資産</b>	
繰延税金資産	214
支払承諾見返	8,482
貸倒引当金	△ 19,414
<b>資産の部合計</b>	<b>3,977,726</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	3,167,043
譲渡性預金	133,504
コールマネー及び売渡手形	12,850
債券貸借取引受入担保金	40,945
借入金	266,375
外国為替	18
その他負債	40,154
賞与引当金	22
役員賞与引当金	54
役員退職慰労引当金	14
株式報酬引当金	257
睡眠預金払戻損失引当金	271
偶発損失引当金	1,205
繰延税金負債	15,427
再評価に係る繰延税金負債	2,691
支払承諾	8,482
<b>負債の部合計</b>	<b>3,689,322</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	23,452
資本剰余金	20,106
利益剰余金	185,469
自己株式	△ 4,100
株主資本合計	224,927
その他有価証券評価差額金	58,375
繰延ヘッジ損益	△ 24
土地再評価差額金	5,126
その他の包括利益累計額合計	63,476
<b>純資産の部合計</b>	<b>288,404</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,977,726</b>

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>67,938</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>38,801</b>	
貸出金利息	23,782	
有価証券利息配当金	14,205	
コールローン利息及び買入手形利息	108	
預け金利息	698	
その他の受入利息	6	
<b>信託報酬</b>	<b>2</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>9,570</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>16,081</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>3,481</b>	
償却債権取立益	616	
その他の経常収益	2,864	
<b>経常費用</b>		<b>51,803</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,626</b>	
預金利息	435	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息及び売渡手形利息	30	
債券貸借取引支払利息	74	
借入金利息	28	
その他の支払利息	1,042	
<b>役務取引等費用</b>	<b>1,265</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>14,815</b>	
<b>営業経費</b>	<b>29,783</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>4,313</b>	
貸倒引当金繰入額	3,352	
その他の経常費用	960	
<b>経常利益</b>		<b>16,134</b>
<b>特別利益</b>		<b>45</b>
固定資産処分益	0	
退職給付制度終了益	44	
<b>特別損失</b>		<b>230</b>
固定資産処分損	89	
減損損失	140	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>15,950</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>5,080</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 242</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>4,838</b>
<b>当期純利益</b>		<b>11,112</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>11,112</b>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 阿波銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢一郎

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正 紹

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 阿波銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 黒木 賢一郎

公認会計士 大橋 正 紹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 阿波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 大西 康生 ㊟

常勤監査等委員 住友 康彦 ㊟

監査等委員 園木 宏 ㊟

監査等委員 米林 彰 ㊟

監査等委員 藤井 宏史 ㊟

監査等委員 野田 聖子 ㊟

監査等委員 矢部 剛 ㊟

(注) 監査等委員 園木宏、米林彰、藤井宏史、野田聖子および矢部剛は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



# SDGsへの取組み

## あわぎんSDGs取組方針

### 1. 地域経済発展と産業振興への取組み

当行の伝統的営業方針「永代取引」の実践による幅広い金融サービスの提供により、地域経済の発展と産業振興に貢献し、お客さまと地域の持続的な発展をめざします。

### 2. 魅力のある持続可能な地域社会の実現

さまざまな社会貢献活動や環境保全等の取組みを通じ、地域のすべての人が安心して生活できる持続可能な社会の実現をめざします。

エシカル消費自主宣言

消費者志向自主宣言

## 環境方針

阿波銀行は、地球環境保護への取組みを社会的責任であると位置づけ、次世代に引き継ぐ豊かな自然を維持・改善するとともに継続的な地域社会の発展に貢献してまいります。

一、環境関連法規等の遵守

一、目標の設定と継続的な改善

一、銀行業務を通じた環境保護活動の支援

一、環境保護活動への参加

一、環境保護活動の啓発

2009年6月制定

## あわぎんESG投融資方針

阿波銀行は、伝統的営業方針である「永代取引」の理念のもと、本方針に基づいた投融資を通じて、環境や地域社会が抱える課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

1. 積極的に支援する事業

(1) 地域の産業振興と持続的な発展に寄与する事業

(2) 環境保全や環境負荷軽減に寄与する事業

(3) 健康で豊かな人生100年時代に寄与する事業

(4) 社会のインフラの維持・発展や地域の防災・減災に寄与する事業

2. 支援を回避する事業

(1) 石炭火力発電事業

石炭火力発電の新規建設事業に対する投融資は原則行いません。ただし、国際的ガイドライン（※）や当該国のエネルギー政策等に則り、環境への影響や発電効

率等を考慮した厳格な基準を満たす事業については、慎重に検討します。

(2) 兵器製造関連事業

核兵器・生物化学兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾など、非人道的兵器の開発・製造等を行う事業には投融資を行いません。

(3) 人権侵害や環境破壊等につながる事業

人権保護や資源保全の観点から、違法労働や違法伐採の可能性が高い事業には投融資を行いません。

※OECD公的輸出信用アレンジメント等

2021年11月制定

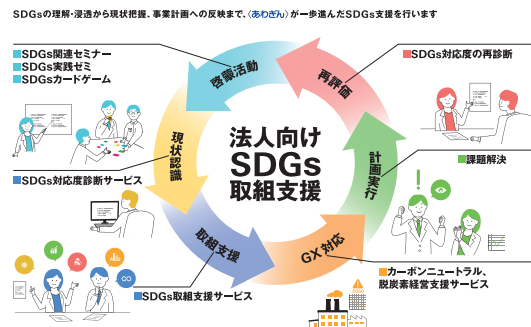
## SDGsを通じた永代取引の実践

### 法人向けSDGs取組支援サービスの拡充

～SDGsの達成に向け、本業支援およびファイナンス面のさらなる強化～

近年、大企業をはじめ中小企業においてもSDGsに対する関心が高まっており、カーボンニュートラルなど、社会や企業自身の持続的な成長に向けた取組みが求められています。

当行では、より具体的な活動に向けてお客さまと一緒に取組む伴走型のご支援で、SDGsに関する現状把握から具体的な数値目標策定までをサポートし、お客さまのご希望に応じ「SDGs宣言書」を当行HPでも掲載いたします。



### サステナブル関連ローンの取扱い開始

2022年4月から、お客さまのSDGsの達成やESGに関する取組みを金融面からサポートするため、「あわぎんサステナブル関連ローン」の取扱いを開始しました。

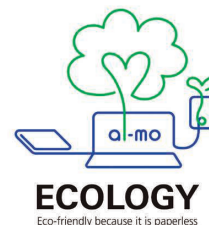
当商品は、資金用途をグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトに限定した「あわぎんグリーンローン」「あわぎんソーシャルローン」と、環境保全や持続可能な社会の実現等に向けた経営目標を設定し、その達成状況に応じて金利が変動する「あわぎんサステナビリティリンクローン」の3つの商品からなる融資フレームワークです。当フレームワークに対しては、株式会社格付投資情報センター（R&I）より国際的なグリーンローンやソーシャルローン等の原則および環境省のガイドラインに整合的である旨の第三者意見を取得しています。

## 環境（Environment）保護への取組み

### 紙の通帳を発行しない「あわぎんai-mo通帳」

ai-mo通帳とは、紙の通帳を発行しない、インターネットバンキング専用の口座です。

気候変動への対策が求められる中、当行ではこれまでも、ペーパーレス化につながるai-mo通帳の利便性向上を図ってきました。ai-mo通帳での口座開設をさらに推進するとともに、新規・切替発行件数に応じた環境保全団体への寄付を行うことで、地球環境の保全活動へ貢献していきます。



## TCFD提言への賛同表明

当行は、環境・気候変動への対応を優先的に取組むべき重要な課題であると考えており、2021年6月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」の提言に賛同しています。今後さらに、気候変動に関する情報開示の重要性を認識し、TCFD提言の開示フレームワークに基づいた気候変動に関する情報開示を充実してまいります。



## CO<sub>2</sub>排出量の削減目標

当行は、脱炭素社会の実現に向け、長期KPIとして「CO<sub>2</sub>排出量削減目標」を定めています。

- ・2030年度における当行のCO<sub>2</sub>排出量を50%以上削減（2013年度比）
- ・2050年度における当行のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする

	2013年度	2018年度	2019年度	2020年度
Scope1（直接的排出）	677t	551t	515t	493t
Scope2（間接的排出）	7,609t	4,698t	4,586t	3,644t
合 計	8,286t	5,249t	5,101t	4,137t
2013年度比削減割合	—	▲36.6%	▲38.4%	▲50.1%

2021年には、本店営業部で使用する電力に、四国電力株式会社が提供する100%再生可能エネルギー「でんきでげんき！とくしまパワー（とくしま水力100%プラン）」を導入しています。

## 社会（Social）課題解決に向けた取組み

### ユニバーサルデザイン店舗の拡大

当行は、新たな店舗の開設にあたり、環境負荷の低減およびすべての人が快適に過ごせる場所づくりに取り組んでいます。

2021年11月に新たに開設した阿南支店は、徳島県の「とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞」を受賞いたしました。



### 地域における金融教育推進

人生100年時代において、一人ひとりが自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためには、金融に関する正しい知識を身につけることが大切です。

当行では、若い世代の方々に「お金」や「金融」に関して正しく知っていただく機会として、当行職員による出前授業などを開催しています。また、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」徳島大会の開催を通じて、高校生の金融リテラシー向上に貢献しています。

## ガバナンス（Governance）強化に向けた取組み

### 新型コロナウイルス感染症への対応

当行は地域金融機関として、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられているお客さまの資金繰り支援に積極的に取組むとともに、業務継続体制の強化に向けた営業体制の見直しや安心してご利用いただける店舗づくり、非対面取引の充実等、環境の整備に取組んでいます。

#### ●営業店での取組み

お客さまに安心してご利用いただける店舗づくりをめざし、職員のマスク着用・アルコール消毒の配備・アクリルボードの設置・お客さまが使用されるATMのタッチパネル、ボールペンの消毒等を常時実施するとともに、来店予約システムの拡充やATMやインターネットバンキング、あわぎんアプリ等非対面での取引をご案内しています。

#### ●コロナ関連融資

「あわぎん緊急特別融資（新型コロナウイルス感染症対応）」を原則無担保・無保証人でかつ期間最長20年で取扱っており、本年3月には、感染症の長期化の影響を踏まえ、本制度の取扱期間を1年延長しました。また、住宅ローン等の融資条件変更に伴う手数料等の免除についても期間を半年間延長しました。

#### ●業務継続体制の強化

業務継続体制を維持するため、営業エリア各地域の感染状況を踏まえ、勤務場所の分散等を実施しています。

#### ●3回目ワクチン職域接種の実施

新型コロナウイルス感染予防と地域の医療負担軽減のため、2022年2月には、職員および職員の家族、県内金融機関職員のみなさまを対象にいち早く3回目のワクチン職域接種を実施しました。

### 健康経営の取組み ～健康経営優良法人ホワイト500に認定～

当行では、「あわぎん健康経営宣言」を行い、職員およびその家族の健康に関するさまざまな取組みを推進しています。具体的な取組みとしては、34歳以上の人間ドック全額補助に加えて、脳ドックやPET-CT検査の費用補助を職員はもちろん、その家族にも補助を行っています。

また、2021年4月から「健康ポイント制度」を開始し、徳島県が提供する健康ポイントアプリによる一日当たりの歩数の状況や、人間ドック等の受診状況、健康に関する研修会への参加状況などをポイント化し、行内で個人やグループごとで競い合う中で健康への意識向上および運動習慣の促進・定着化を図っています。



# 株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
電話 (088) 623-3131 (代表)



## ▶ 交通のご案内

- JR徳島駅より ..... 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より ..... 徒歩約 8 分
- 元町バス停より ..... 徒歩約 5 分
- 新町バス停より ..... 徒歩約 5 分
- 徳島阿波おどり空港より ..... バス・徒歩約40分  
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

**UD FONT**  
見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

